

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

国においては、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満 4 歳以上児の職員配置基準を 30 対 1 から 25 対 1 へ、満 3 歳児の職員配置基準を 20 対 1 から 15 対 1 へ改正を行った。

本市においても、この改正を受け、教育・保育施設の職員配置を定める各条例について所要の改正を行うものである。

2 改正する条例

条例番号	国命令等	条例名	対象となる認可・認定施設
1	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 29 号)	幼保連携型認定こども園
2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成 31 年条例第 1 号)	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 30 号)	小規模保育事業 事業所内保育事業
4		青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 74 号)	保育所

3 改正内容（条例番号 1～4 共通） ※いずれも国命令等のおりの改正

(1) 各教育・保育施設における満 3 歳児及び満 4 歳以上児の職員配置基準を下表のとおり改正する。

区分	改正前	改正後
満 3 歳児	おおむね <u>二十人</u> につき一人	おおむね <u>十五人</u> につき一人
満 4 歳以上児	おおむね <u>三十人</u> につき一人	おおむね <u>二十五人</u> につき一人

(2) 附則（経過措置）

改正後の職員配置基準に従って職員等を配置した場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、改正前の職員配置基準が効力を有する旨定める。

4 施行期日

公布の日から

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第二十九号) 新旧対照表【第一条関係】

改正後		改正前	
(職員の数等) 第十六条 〔略〕 2 〔略〕 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とし、一園当たり常時二人を下回ってはならない。		(職員の数等) 第十六条 〔略〕 2 〔略〕 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とし、一園当たり常時二人を下回ってはならない。	
園児の区分	員数	園児の区分	員数
満四歳以上の園児	おおむね <u>二十五人</u> につき一人	満四歳以上の園児	おおむね <u>三十人</u> につき一人
満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>十五人</u> につき一人	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>二十人</u> につき一人
満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人	満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
4～8 〔略〕		4～8 〔略〕	

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める

条例（平成三十一年条例第一号）新旧対照表【第二条関係】

改正後	改正前																				
<p>(職員の数等)</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>2 認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とし、一園当たり常時二人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満四歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>二十五人</u>につき一人</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>十五人</u>につき一人</td> </tr> <tr> <td>満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td>満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 〔略〕</p>	園児の区分	員数	満四歳以上の園児	おおむね <u>二十五人</u> につき一人	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>十五人</u> につき一人	満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人	<p>(職員の数等)</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>2 認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とし、一園当たり常時二人を下回ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満四歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>三十人</u>につき一人</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>二十人</u>につき一人</td> </tr> <tr> <td>満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td>満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 〔略〕</p>	園児の区分	員数	満四歳以上の園児	おおむね <u>三十人</u> につき一人	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>二十人</u> につき一人	満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
園児の区分	員数																				
満四歳以上の園児	おおむね <u>二十五人</u> につき一人																				
満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>十五人</u> につき一人																				
満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人																				
満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人																				
園児の区分	員数																				
満四歳以上の園児	おおむね <u>三十人</u> につき一人																				
満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>二十人</u> につき一人																				
満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人																				
満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人																				

青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第三十号) 新旧対照表【第三条関係】

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第三十一条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十一条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕</p>
<p>(職員)</p> <p>第三十四条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十四条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕</p>
<p>(職員)</p> <p>第五十条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に</p>	<p>(職員)</p> <p>第五十条 〔略〕</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に</p>

改正後	改正前
<p>応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕 （職員）</p> <p>第五十三条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕 （職員）</p> <p>第五十三条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 〔略〕</p>

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年条例第七十四号) 新旧対照表【第四条関係】

改正後	改正前
<p>(保育所の職員)</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>2 保育士の員数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>十五人</u>につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>二十五人</u>につき一人以上とし、一保育所当たり二人を下らないものとしなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(保育所の職員)</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>2 保育士の員数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>二十人</u>につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>三十人</u>につき一人以上とし、一保育所当たり二人を下らないものとしなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>